

第 3 章 総合戦略（文章案）

第 1 節 地方版総合戦略の基本的な考え方

策定の趣旨

本市では、出生数の減少や若者の転出などにより人口減少と少子高齢化が進行し、生産年齢人口の減少、地域産業の担い手不足、地域内消費の縮小、地域コミュニティ活動の担い手不足、生活サービスや行政サービスの維持など、様々な分野で影響が生じています。

今後も人口減少が続くことが見込まれる中、人口の増加のみを目標とするのではなく、人口減少を前提としながら、地域産業を成長させ、安心して暮らせる生活環境を維持し、多様な人から選ばれる地域をつくることが重要です。

このため、本市が有する自然、歴史、文化、農林水産物、観光資源、伝統産業、港湾などの地域資源を生かし、地域内外の人々、企業、団体等とのつながりを広げながら、地域経済と市民生活の持続的な発展に向けた取組を総合的かつ戦略的に推進します。

国の地域未来戦略との関係

本戦略は、まち・ひと・しごと創生法に基づく市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略として策定するものです。

国は、令和 8 年 7 月に「地域未来戦略」を閣議決定し、全国どこに住んでいても、安全に生活し、必要な医療・福祉や質の高い教育を受け、働く場所がある社会の実現を目指しています。

その実現に向けて、地方への投資や地域資源の活用による「強い地域経済の構築」を中心に、「豊かな生活環境の実現」及び「選ばれる地方の実現」を進めることとしています。また、地域産業の成長、良質な雇用と所得の増加、消費の拡大、更なる投資という好循環を生み出すとともに、若者や女性にも選ばれる地域づくりや、人口減少に対応した地域構造の再設計を進めることとしています。

本戦略では、こうした国の方向性を勘案するとともに、本市の人口動向、地域特性及び課題を踏まえ、本市が目指す目標と基本的方向を定めます。

総合計画との関係

本戦略は、本市の最上位計画である第 4 次村上市総合計画と目標や方向性が同じであることから、一体的に策定します。

総合計画は、次の 3 章で構成しており、第 2 章「基本計画」に本戦略における具体的な施策も含まれます。

- ▶ 第 1 章「基本構想」では、本市が目指す将来像やまちづくりの基本的な方向を示します。
- ▶ 第 2 章「基本計画」では、将来像の実現に向けて取り組む政策分野ごとの現状、課題、主要施策、将来像、政策方針及び成果指標を示します。
- ▶ 第 3 章「総合戦略」では、人口減少への対応や地域の持続的な発展の観点から、第 2 章に位置付けた政策分野を横断的に関連付け、重点的に推進する方向を示します。

計画期間

本戦略の計画期間は、第 4 次村上市総合計画の基本計画と合わせ、令和 9 年度から令和 13 年度までの 5 年間とします。

なお、国及び新潟県の戦略や制度の変更、社会経済情勢の変化、施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて内容を見直します。

国の地域未来戦略は 2030 年度までを計画期間としていますが、地方版総合戦略については、地域の実情や総合計画の期間に応じた期間設定も可能とされています。

戦略を推進する上での基本的な考え方

本戦略は、人口減少に歯止めをかけることだけを目的とするものではありません。

人口減少や少子高齢化が進む中であっても、地域に仕事と所得があり、必要な生活サービスを受けることができ、一人ひとりが希望を持って暮らし続けられる地域社会をつくることを目指します。

そのため、次の考え方に基づいて取組を進めます。

①地域経済と市民生活を一体として捉える

地域産業の成長によって雇用と所得を生み出し、それが地域内の消費や投資につながるとともに、豊かな生活環境や地域の魅力が人材や企業を呼び込み、更なる産業の成長につながる好循環を目指します。

②地域資源を価値と所得につなげる

本市が有する農林水産物、食、自然、歴史、文化、景観、観光、伝統技術、港湾などを、地域の中だけで消費する資源にとどめず、高付加価値化、販路拡大、観光誘客等を通じて、地域外から需要と所得を取り込む資源として活用します。

③人口減少下でも暮らしを支える

人口や担い手が減少する中でも、医療、福祉、子育て、教育、交通、買物、道路、上下水道、防災など、市民生活に必要な機能を維持できるよう、デジタル技術、官民連携、広域連携、施設やサービスの再編等を進めます。

④若者や女性をはじめ、多様な人から選ばれる地域をつくる

若者や女性が希望する仕事や暮らしを実現できる環境を整えるとともに、年齢、性別、障がいの有無、国籍等にかかわらず、誰もが地域の中で役割を持ち、活躍できる地域づくりを進めます。

⑤多様な主体との共創により進める

行政だけでなく、市民、地域、企業、関係団体、教育機関、金融機関などが、それぞれの強みを生かし、対話と連携を重ねながら、地域の持続的な発展に向けた取組を進めます。

第2節 戦略目標

本戦略では、国の地域未来戦略の方向性を踏まえ、本市が目指す戦略目標を次の3つに設定します。

戦略目標1 地域資源を生かし、強い地域経済をつくる（強い地域経済の構築）

【基本的方向】

人口減少に伴う労働力と地域内需要の減少が見込まれる中、地域経済を維持・成長させるためには、地域産業の生産性や付加価値を高め、地域外から需要と所得を取り込むことが必要です。

本市には、農林水産物、食品、村上牛、鮭、米、木材、伝統工芸、自然、温泉、歴史文化、観光、岩船港など、多様な地域資源があります。これらを産業分野の枠を超えて結び付け、商品やサービスの高付加価値化、新たな事業の創出、販路拡大、観光消費の拡大等につなげます。

また、地域の産業を支える担い手の確保・育成、事業承継、創業、企業誘致、設備投資、デジタル化等を進め、多様で良質な働く場をつくります。

これらの取組を通じて、地域産業が持続的に成長し、雇用と所得が生まれ、その所得が地域内で消費され、更なる投資や事業の成長につながる地域経済の好循環を目指します。

【目指す姿】

- ▶ 地域資源を生かした産業の付加価値が高まっています。
- ▶ 市外・海外への販売や観光消費などにより、地域外から所得を獲得しています。
- ▶ 既存企業の成長、創業、事業承継及び企業立地が進んでいます。
- ▶ 若者をはじめ、多様な人が希望する仕事に就き、地域で活躍しています。
- ▶ 産業に必要な人材が地域で育成・確保されています。
- ▶ 地域内の事業者間取引や消費が拡大し、地域経済が循環しています。

【関連する基本計画の政策分野・K P I】

農 業	林 業	水 産 業	商 工 業
観 光	港	就 労・雇 用	広 報 広 聴
デ ジ タ ル	行 政 運 営		

戦略目標2 人口減少の中でも、豊かで安心な生活環境をつくる（豊かな生活環境の実現）

【基本的方向】

市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、医療、福祉、子育て、教育、交通、買物、道路、上下水道、防災、防犯等の生活基盤が確保されていることが必要です。

しかし、人口減少や少子高齢化、施設の老朽化、専門人材や担い手の不足により、これまでと同じ方法や規模で全てのサービスを維持することが難しくなることが見込まれます。

このため、地域の実情や将来の人口規模を踏まえ、公共施設や生活サービスのあり方を見直すとともに、地域拠点の形成、公共交通ネットワーク、デジタル技術、民間活力、地域の支え合い及び広域連携等を組み合わせ、必要なサービスを持続的に提供できる仕組みを整えます。

また、子どもを安心して産み育てられる環境、必要な医療・介護・福祉を受けられる環境、災害や犯罪、事故に備えた安全な環境をつくり、市民一人ひとりが暮らしの安心と豊かさを実感できる地域を目指します。

【目指す姿】

- ▶ 必要な医療、介護、福祉及び子育て支援を受けることができます。
- ▶ こどもや若者が安心して学び、成長できる環境があります。
- ▶ 地域の実情に応じた移動手段や生活サービスが確保されています。
- ▶ 道路、河川、上下水道等の生活インフラが適切に維持されています。
- ▶ 災害、火災、救急、犯罪及び交通事故への備えが整っています。
- ▶ 地域の支え合いにより、誰もが孤立せず安心して暮らしています。
- ▶ 人口減少に対応した持続可能な地域構造と行政サービスが形成されています。

【関連する基本計画の政策分野・K P I】

子 育 て	健 康・医 療	高 齢 者 福 祉	障 が い 者 福 祉
地 域 福 祉	防 災	消 防・救 急	防犯・交通安全
環境・エネルギー	生 活 衛 生	上 下 水 道	河 川・海 岸
道 路	公 共 交 通	市 街 地 ・ 景 観	住 環 境
学 校 教 育	地 域 づ く り	広 報 広 聴	デ ジ タ ル
行 政 運 営			

戦略目標3 多様な人が集い、選ばれる地域をつくる（選ばれる地域の実現）

【基本的方向】

本市が将来にわたり活力を維持するためには、市民が本市に誇りと愛着を持ち、若者や女性をはじめとする多様な人から、住む場所、働く場所、学ぶ場所、訪れる場所、関わる場所として選ばれることが必要です。

本市の自然、歴史、文化、景観、食、祭り、スポーツ、地域コミュニティ等の魅力を守り、磨き、効果的に発信するとともに、教育、仕事、住まい、地域活動など、若者や女性が地域に定着し、活躍するための環境を整えます。

また、移住・定住だけでなく、観光、二地域居住、関係人口、副業・兼業、ふるさと納税等を通じて、市外の人や企業が様々な形で本市と継続的に関わる機会を広げます。

年齢、性別、障がいの有無、国籍等にかかわらず、一人ひとりの個性と価値観が尊重され、多様な人が地域に参加し、つながり、新しい活動や価値を生み出す地域を目指します。

【目指す姿】

- ▶ 若者や女性が、地域で希望する仕事や暮らしを実現しています。
- ▶ 市民が本市に誇りと愛着を持っています。
- ▶ 本市の自然、歴史、文化、景観等の価値が守られ、活用されています。
- ▶ 移住者や関係人口、交流人口が増え、地域との継続的な関わりが生まれています。
- ▶ 多様な人が互いを尊重し、地域や社会の中で活躍しています。
- ▶ 市民、地域、企業、団体等の交流と共創から、新しい活動が生まれています。
- ▶ 本市の魅力や取組が市内外へ効果的に伝わっています。

【関連する基本計画の政策分野・K P I】

環境・エネルギー	市 街 地 ・ 景 観	商 工 業	就 労・雇 用
学 校 教 育	生 涯 学 習	文 化・芸 術	ス ポ ー ツ
共 生 社 会	地 域 づ く り	広 報 広 聴	デ ジ タ ル
行 政 運 営			

総合戦略と基本計画政策分野 相関図

		総合戦略		
		戦略目標 1 地域資源を生かし、 強い地域経済をつくる	戦略目標 2 人口減少の中でも、豊かで 安心な生活環境をつくる	戦略目標 3 多様な人が集い、 選ばれる地域をつくる
基本計画 分野別政策	1- 1 子育て		●	
	1- 2 健康・医療		●	
	1- 3 高齢者福祉		●	
	1- 4 障がい者福祉		●	
	1- 5 地域福祉		●	
	2- 1 防災		●	
	2- 2 消防・救急		●	
	2- 3 防犯・交通安全		●	
	2- 4 環境・エネルギー		●	●
	2- 5 生活衛生		●	
	2- 6 上下水道		●	
	2- 7 河川・海岸		●	
	2- 8 道路		●	●
	2- 9 公共交通		●	●
	2-10 市街地・景観		●	
	2-11 住環境		●	
	3- 1 農業	●		
	3- 2 林業	●		
	3- 3 水産業	●		
	3- 4 商工業	●		●
	3- 5 観光	●		
	3- 6 港	●		
	3- 7 就労・雇用	●		●
	4- 1 学校教育		●	●
	4- 2 生涯学習			●
	4- 3 文化芸術			●
	4- 4 スポーツ			●
	5- 1 共生社会			●
	5- 2 地域づくり		●	●
	5- 3 広報広聴	●	●	●
	5- 4 デジタル	●	●	●
	5- 5 行政運営	●	●	●

第 3 節 戦略を支える横断的な取組

第 2 節の戦略目標の実現に向け、3 つの戦略目標すべてを支える共通基盤として、以下の取組を推進します。

情報発信と市民との対話

市の施策や地域の魅力を分かりやすく効果的に発信するとともに、市民や地域との対話を重ね、市民の声を施策に生かします。

また、市外に向けた情報発信を強化し、交流、移住、観光、企業立地、販路拡大等につなげます。

デジタル技術の活用

A I、デジタル技術及びデータを活用し、産業の生産性向上、市民サービスの利便性向上、担い手不足への対応、情報共有及び行政運営の効率化を進めます。

デジタル化そのものを目的とするのではなく、地域課題を解決し、市民一人ひとりが効果を実感できる形で活用します。

持続可能な行政運営

限られた財源と人員を有効に活用するため、事業の選択と集中、公共施設の適正化、組織・業務の見直し、職員の育成、官民連携、広域連携等を進めます。

また、国の地域未来交付金をはじめとする財政支援、人的支援、情報支援及び規制・制度改革を積極的に活用します。

第 4 節 具体的な施策及び K P I

具体的な施策

本戦略における具体的な施策は、第 2 章「基本計画」に定める各政策分野の主要施策に含まれます。

第 3 章では個別の事業を重複して掲載せず、3 つの戦略目標と、第 2 章の政策分野との関係を明らかにすることにより、分野横断的な施策展開を図ります。

個別事業については、総合計画の実施計画及び毎年度の予算に位置付け、社会経済情勢、事業効果及び財政状況等を踏まえて実施します。

K P I の設定

本戦略では、総合計画と一体的に進捗管理を行うため、原則として第 2 章「基本計画」に定める成果指標を、本戦略の重要業績評価指標（K P I）として活用します。

各戦略目標及び基本的方向に関連する政策分野の成果指標を確認することにより、個別施策の進捗だけでなく、戦略目標の実現に向けて地域や市民生活がどのように変化しているかを総合的に評価します。

第 5 節 推進体制及び効果検証

本戦略は、庁内関係部署が連携して推進します。また、市民、地域、企業、産業団体、教育機関、金融機関、行政機関等との連携を図り、それぞれが役割を担いながら、本戦略の取組を進めます。

本戦略の実効性を確保するため、毎年度、第 2 章の成果指標及び実施計画事業の進捗状況を把握し、次の P D C A サイクルにより取組を改善します。本戦略の進捗及び成果については、総合計画の進捗管理と一体的に整理し、総合計画審議会等に報告します。審議会等からの意見を踏まえて施策や事業を改善するとともに、評価結果を公表し、市民に対する説明責任を果たします。